

日EU・EPA, TPP11の概要と 海外展開支援について

2018年3月
経済産業省

日本の経済連携協定の現状

EPA（経済連携協定とは）

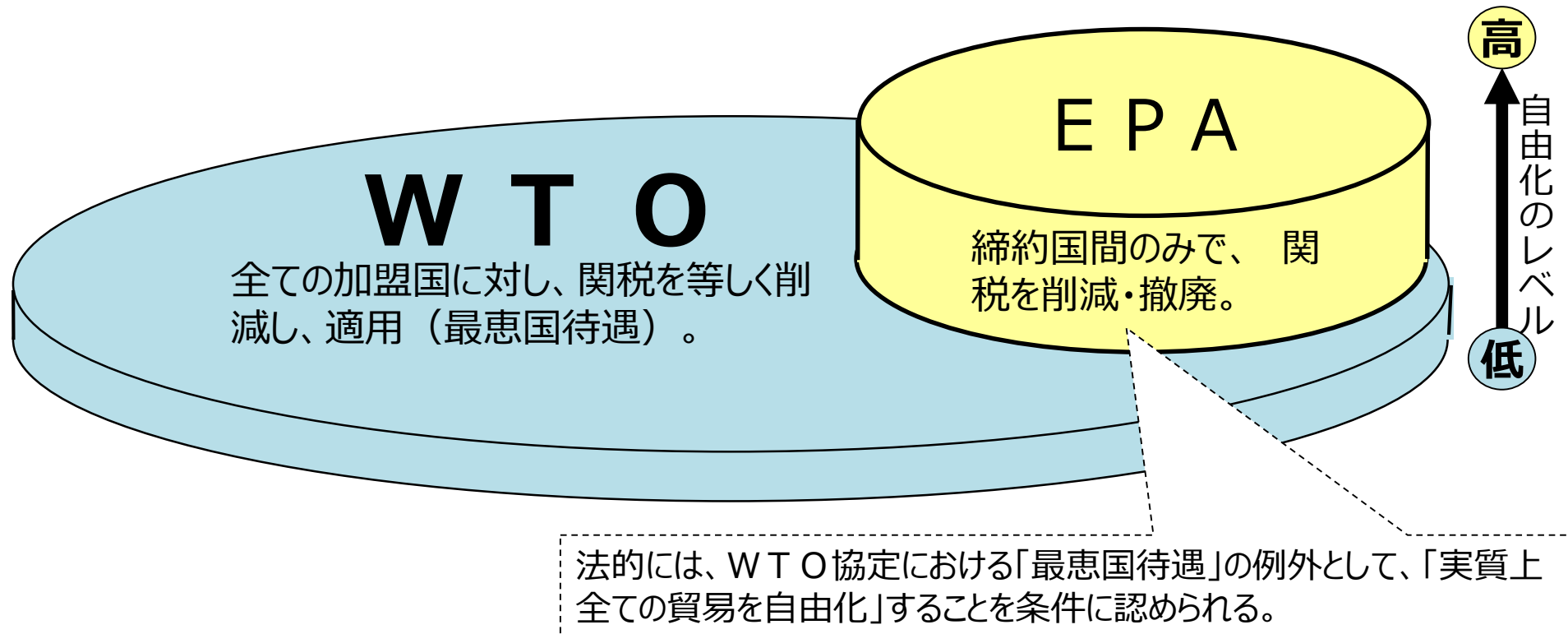
- ①物品関税の削減・撤廃、②サービス貿易の自由化、③投資環境の整備、
④知的財産の保護、⑤ビジネス環境の向上に関する協議の場の設置
等を規定し、幅広い経済関係の強化を目的とする二国間又は多国間の国際協定



国・地域間の経済関係を強化し、貿易・投資を促進

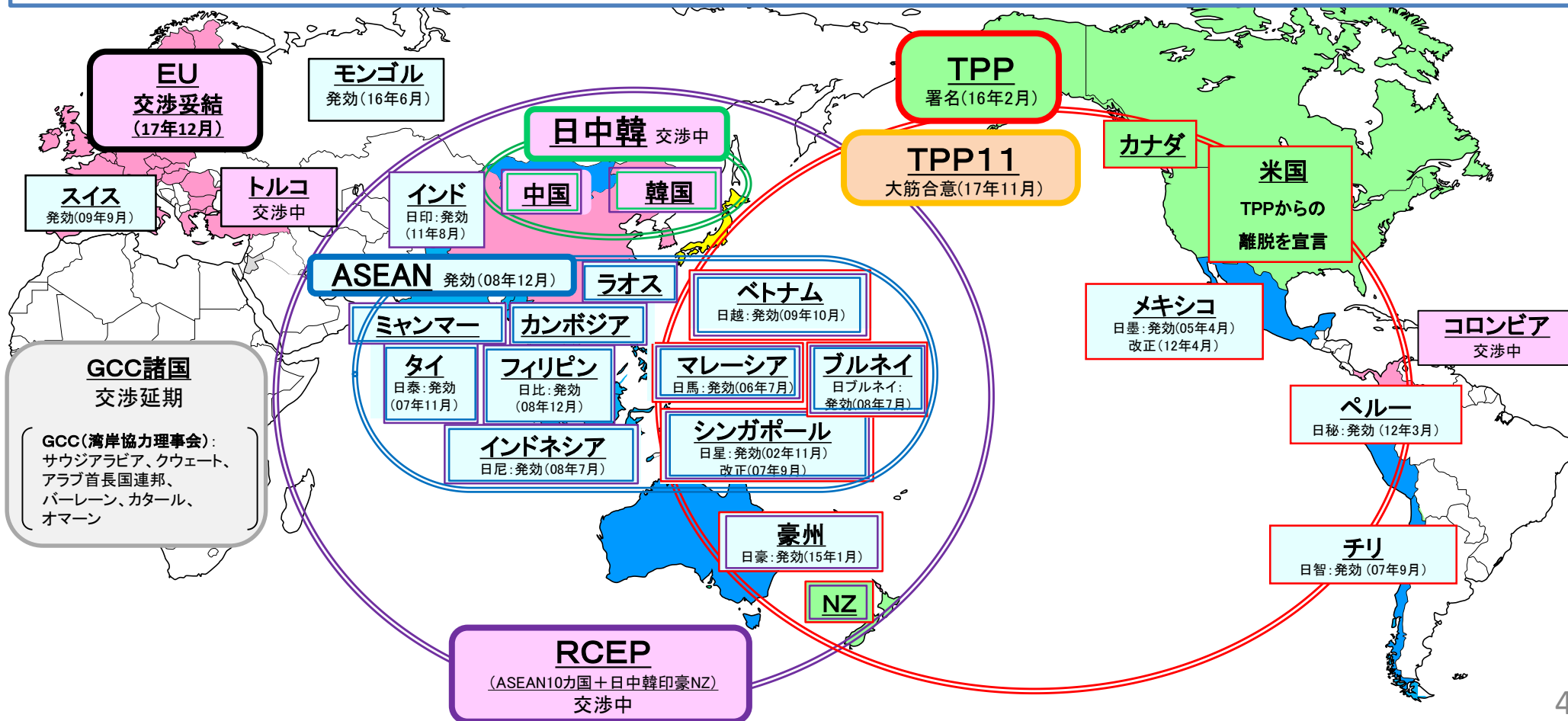
WTOとEPAの関係

- W T Oは、ラウンド交渉を通じて等しく貿易障壁（関税など）の削減・撤廃を目指す
- E P Aにより、締約国間のみでさらに自由化を行うことが可能



日本の経済連携の推進状況

- 2018年までに貿易のFTAカバー率※70%を目指す
（『未来投資戦略2017－Society 5.0の実現に向けた改革－』（平成29年6月9日閣議決定））
- 2017年1月時点での我が国のFTAカバー率※は40.0%
（参考：韓国…67.9%、中国…38.7%、米国…47.5%、EU…33.0%（域内貿易含まず））
※ FTAカバー率＝全貿易額に占めるEPA/FTA署名・発効済国との貿易額の割合。
- 現在、我が国は20か国との間で16の経済連携協定を署名・発効済。



日EU・EPAについて

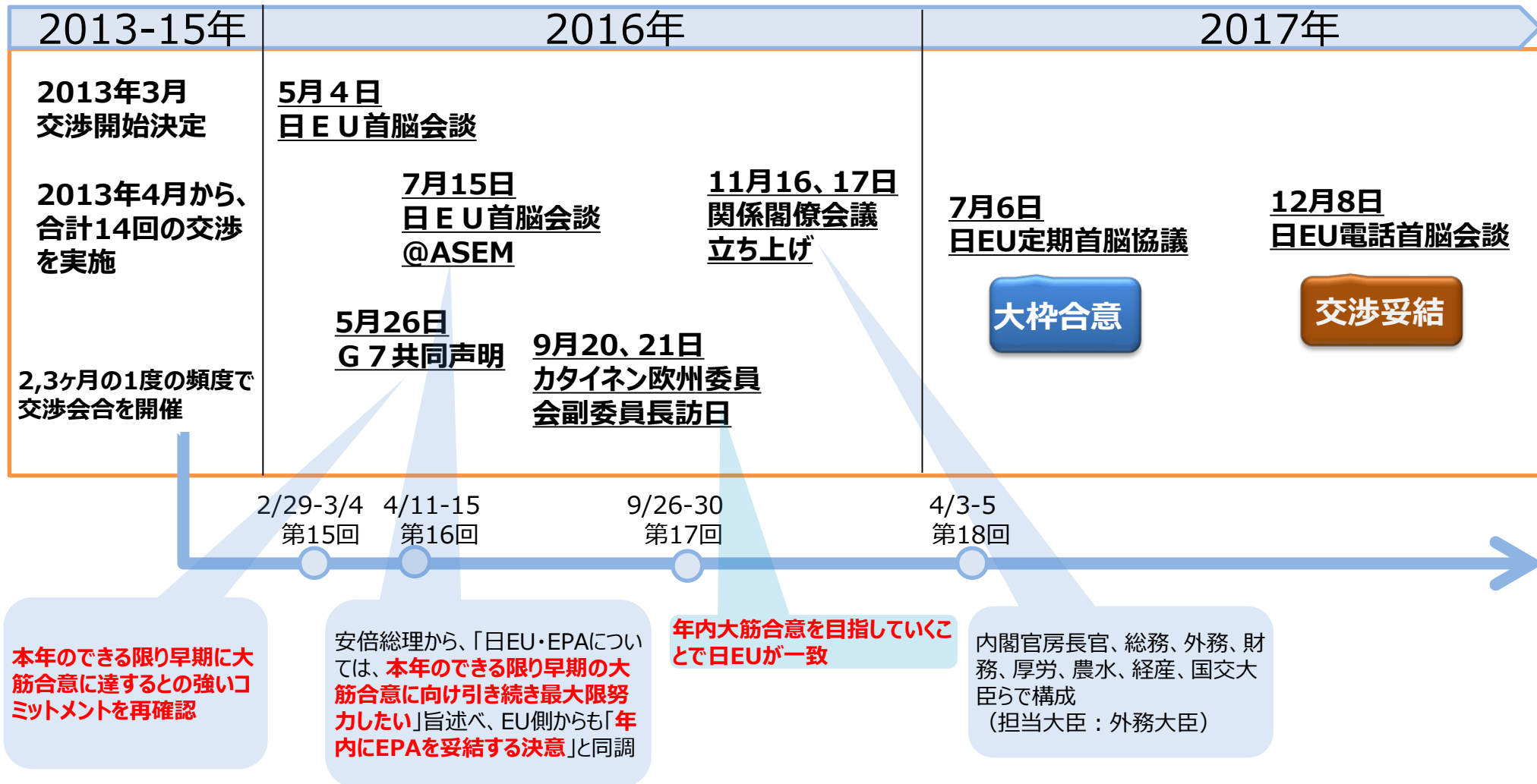
他国のEUとのFTA締結状況

	韓国 (EU・韓国 FTA)	カナダ (CETA)
署名	2010年10月	2016年10月
発効 (暫定適用)	2015年12月 (2011年7月)	未発効 (2017年9月)
鉱工業製品の 関税撤廃率	100%	100%



先行してEUとFTAを締結した国と比べて、
EU市場での日本企業の競争条件に遅れ

日EU・EPA交渉の経緯



日EU・EPA【交渉妥結】

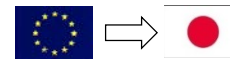
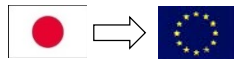
1 意義

- 本協定は、アベノミクスの成長戦略の重要な柱。(総理施政方針演説等)
- 本協定は、自由で公正なルールに基づく、21世紀の経済秩序のモデル。(国有企業、知的財産、規制協力等)
- 交渉妥結は、日EUが引き続き自由貿易の牽引役として世界に範を示し続けるとの力強いメッセージ。

2 経緯

- 平成25年3月:交渉開始 ⇒ 平成29年7月:大枠合意 ⇒ 同年12月:交渉妥結
⇒ 早期の署名・発効に向け、引き続き作業を継続。

3 概要



(1) 日本産品のEU市場へのアクセス(「攻め」)

□ EU側撤廃率:約99%。(注1)(注2)

● 工業製品

- ✓ 100%の関税撤廃を達成。
- ✓ 乗用車(現行税率10%):8年目に撤廃。
- ✓ 自動車部品:貿易額で9割以上が即時撤廃。

● 農林水産品等

- ✓ 牛肉、茶、水産物等の輸出重点品目を含め、ほぼ全ての品目で関税撤廃(ほとんどが即時撤廃)。
- ✓ 酒類については、日本ワインの輸入規制(醸造方法・輸出証明)を撤廃。自由な流通が可能。
- ✓ 農産品や酒類(日本酒等)に関する地理的表示(GI)の保護を確保。

(2) EU産品の日本市場へのアクセス(「守り」)

□ 日本側撤廃率:約94%(注2)

(農林水産品:約82%,工業品等:100%)。

● 農林水産品

- ✓ コメは、関税削減・撤廃等の対象から除外。
- ✓ 麦・乳製品の国家貿易制度、糖価調整制度、豚肉の差額関税制度は維持。関税割当てやセーフガード等の有効な措置を確保。
- ✓ ソフト系チーズは関税割当てとし、枠数量は国産の生産拡大と両立可能な範囲に留めた。
- ✓ 牛肉は15年の関税削減期間とセーフガードを確保。

● 工業製品

- ✓ 化学工業製品、繊維・繊維製品等:即時撤廃。
- ✓ 皮革・履物(現行税率最高30%):11年目又は16年目に撤廃。

(注1) EU側の撤廃率はEU側公表資料による。交渉中に使用した2012年のHSコードに基づくもの。2017年のHSコードに基づくものに変換する際、数字が変わる可能性がある。

(注2) 撤廃率は、品目数ベースで算出したもの。

日EU・EPA（協定の全体像）

本協定は以下の章及び関連する附属書等から構成される（全23章）。

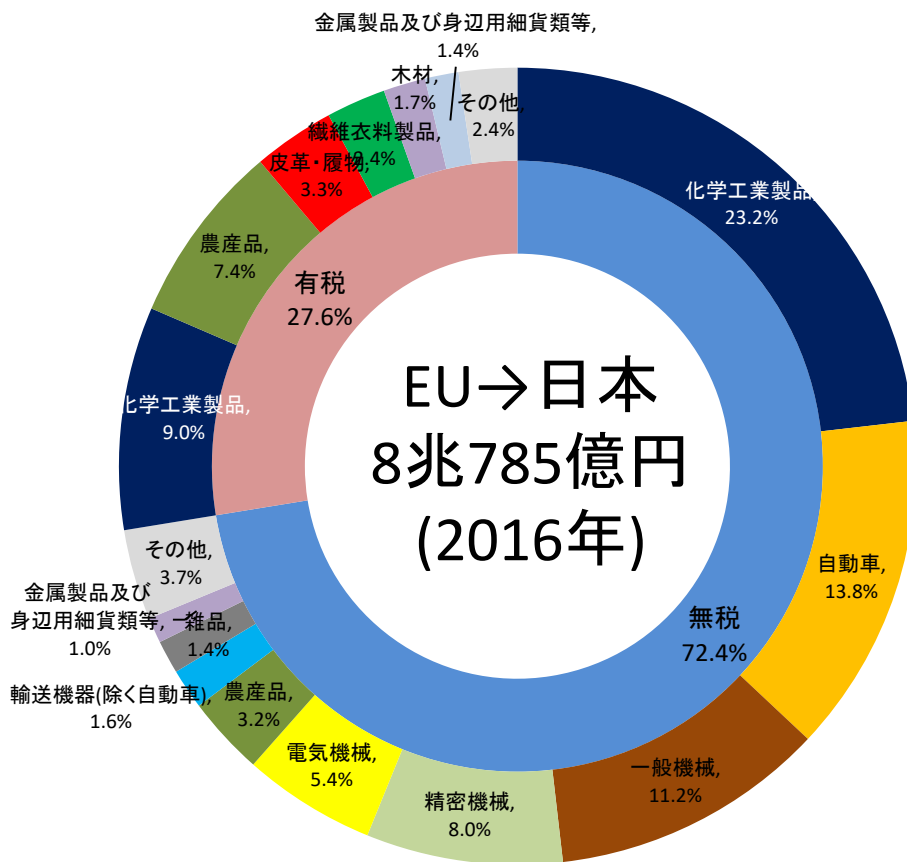
【ポイント】

①域内累積を可能とする原産地規則，②透明性・法的安定性のあるサービス・投資の自由化約束，③ソースコードの開示要求の禁止等，先進的なルール，
⇒ 日本経済や企業活動に貢献

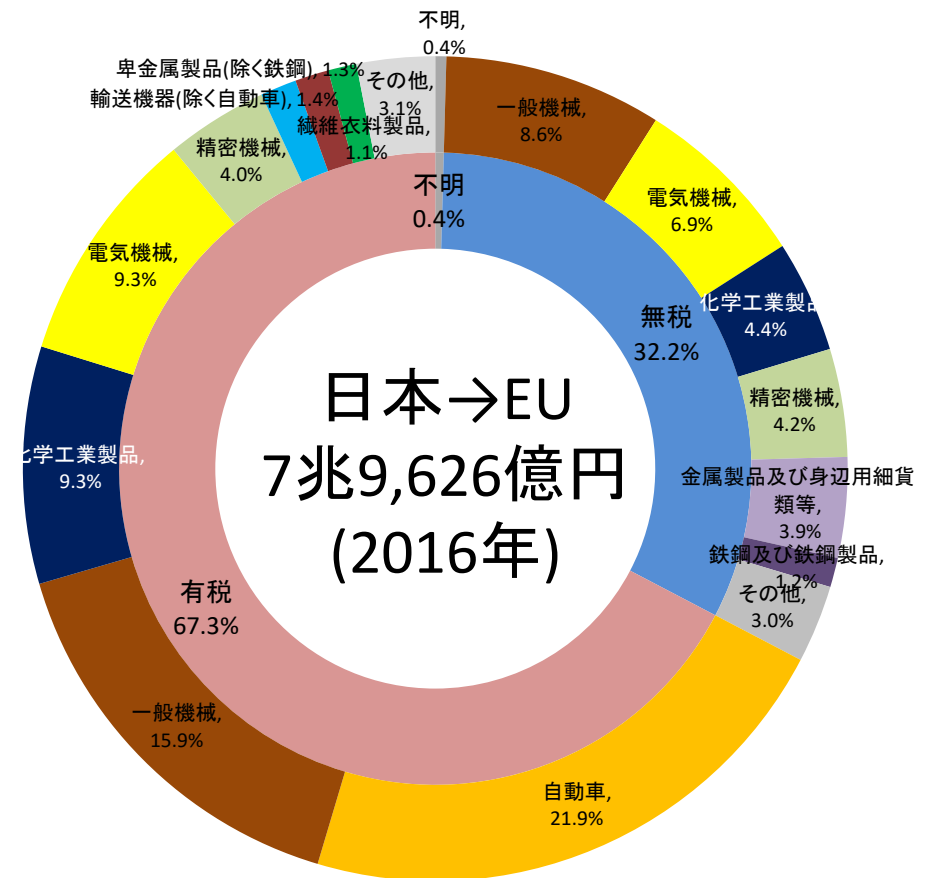
第1章 総則 本協定の目的，用語の定義等を規定	第2章 物品貿易 物品貿易に関し，関税撤廃・削減の他，内国民待遇等の基本的なルール等を規定	第3章 原産地規則 関税撤廃・削減が適用されるための原産品の要件，証明手続等を規定	第4章 税関・貿易円滑化 税関手続の透明性・予見可能性の確保，簡素化等を規定	第5章 貿易救済 輸入急増の場合等における緊急措置（セーフガード）等を規定	第6章 衛生植物検疫（SPS）措置 SPS措置に係る手続の透明性向上，技術的協議の開催等を規定
第7章 貿易の技術的障害（TBT） 強制規格等を導入する際の手続の適正化，透明性の確保等を規定	第8章 サービス貿易・投資自由化・電子商取引 サービス貿易・投資に関する内国民待遇等の他，電子商取引のルール等を規定（注）	第9章 資本移動・支払・移転 資本の移動等に関し，原則自由な移動を可能にする他，一時的なセーフガード等を規定	第10章 政府調達 WTO政府調達協定を基本とし，本協定において追加する政府調達のルール及び適用範囲（鉄道含む。）等を規定	第11章 反トラスト及び企業結合 反競争的行為に対する適切な措置，協力等を規定	第12章 補助金 補助金に関する通報や協議，一定の類型の補助金の禁止等を規定
第13章 国有企業 国有企業等の物品・サービスの購入につき商業的考慮に従うこと等を規定	第14章 知的財産 特許権，商標権，意匠権，著作権の保護及び権利行使の他，農産品及び酒類に係る地理的表示の保護等を規定	第15章 コーポレート・ガバナンス 株主の権利や取締役会の役割等に係る基本的要素等を規定	第16章 貿易と持続可能な開発 貿易と持続可能な開発に関わる環境や労働分野に係る協力等を規定	第17章 透明性 協定の対象となる事項に関する法令等の速やかな公表等を規定	第18章 規制協力 規制案の事前公表，意見提出の機会の提供等の他，動物福祉に関する情報交換等の協力を規定
第19章 農業協力 農産品・食品の輸出入の促進，安全で良質な食品の提供等のための協力を規定	第20章 中小企業 中小企業に関し，情報提供等の協力等について規定	第21章 紛争解決 協定の解釈等に関する日EU間の紛争を解決する際の手続等を規定	第22章 制度的規則 本協定運用のための合同委員会の設置，その下での特別委員会の設置，連絡部局の指定等を規定	第23章 最終規定 効力発生，改正等に係る手続，日本語を含む正文等を規定	（注） 投資保護と紛争解決の扱いについては引き続き協議。

EUとの貿易関係(2016年)

- ✓ EU側有税品目（例：乗用車10%、電気・電子機器最大14%）は、日本側輸出額の7割弱に対して、日本側有税品目はEUからの輸入額の3割弱



貿易データ: 財務省貿易統計から経産省集計(2016年)
関税データ: 実行関税率表(2016年4月)
(関税割当等の内枠を有税とする)



貿易データ: GTA(8桁ベース)(2016年)
関税データ: WTO-IDB(2016年)

関税

- ✓ 日→EU間の工業製品に関する輸出関税撤廃率：**品目・貿易額ともに100%撤廃**
- ✓ 日本に先行してEUとの間でFTA/EPAを締結し、EU市場で関税撤廃がなされる競合国企業に対する日本の中堅・中小企業の**競争力が改善**

例) 日本からEUへの輸出額及びEU側の関税率

一般機械：1兆9600億円

(ボールベアリング 8.0%、エンジン(船舶・自動車用除く) 4.2%)

化学品：1兆948億円

(印刷インキ 6.5%、写真用の化学調製品 6.0%)

電気機械：1兆2932億円

(液晶TV 14%、モニター 14%)

関税(完成車)

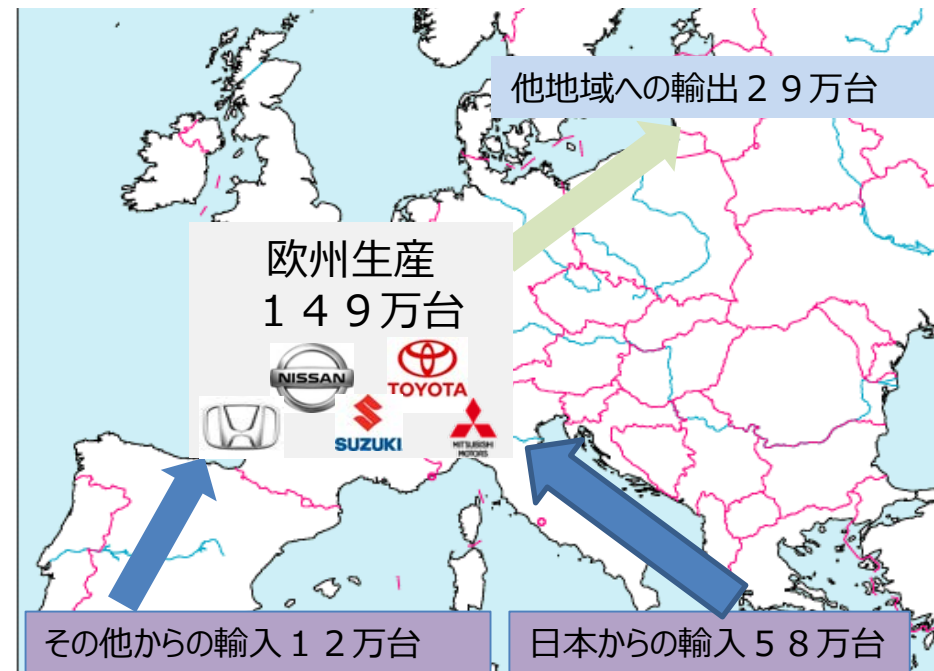
品目	EUへの輸出額 (億円)	EU側 関税率	交渉結果	主な輸出先
乗用車 (電気自動車含む)	10039.0	10%	8年目撤廃	イタリア、ベルギー、 英国等
トラック	48.5	10-22%	8年目撤廃	イタリア、フランス、 オランダ等

<参考>日EU及び韓EU間の自動車貿易

	日本→EU		韓国→EU	
	2009年	2016年	2009年	2016年
輸出台数	69万台	58万台	35万台	40万台
現地生産 台数	114万台	149万台	27万台	70万台
EUでの 販売台数	185万台	186万台	58万台	92万台
EU市場で のシェア	13.1%	12.7%	4.1%	6.3%

出典) 輸出台数: Global Trade Atlas 販売台数・市場シェア: 欧州自動車工業会 現地生産台数: 日本自動車工業会等

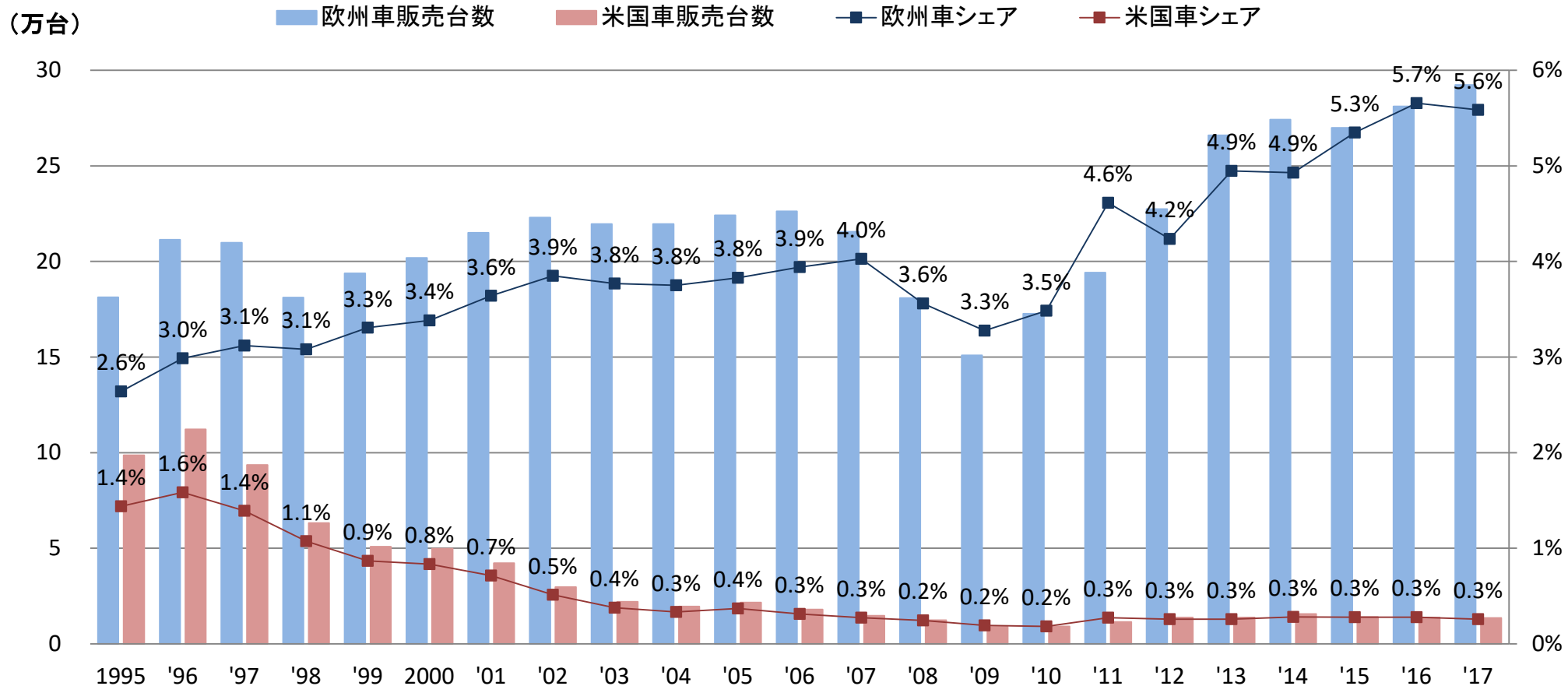
<参考>欧州における自動車産業の展開



(参考)日本の自動車市場における輸入車シェア

- 2017年の輸入車販売台数は、1997年以来20年ぶりに30万台を突破。
- 欧州系メーカーは、日本市場における販売シェアを1995年の2.6%から2017年には5.6%まで上昇させている一方で、米系メーカーは1.4%から0.3%まで減少。

【日本市場における欧州車・米州車の販売】



関税(自動車部品)

品目	EUへの輸出額 (億円)	EU側 関税率	交渉結果	主な輸出先
ギヤボックス	2773. 3	3-4. 5%	即時撤廃	オランダ、ベルギー、ドイツ等
ボールベアリング 円錐ころベアリング	1339. 8	8. 0%	8年目撤廃	ドイツ、オランダ、フランス等
大型エンジン、 その他のエンジン部品	893. 9	2. 7%	即時撤廃	フランス、英国、ハンガリー等
乗用車用タイヤ	807. 7	4. 5%	即時撤廃	ドイツ、ベルギー、英国等
プラスチック製品 (自動車用のシャシばね等)	525. 6	6. 5%	8年目撤廃	ドイツ、英国、ベルギー等
その他の自動車部品	442. 9	3. 5%	即時撤廃	英国、ドイツ、フランス等
コンプレッサー	404. 6	2. 2%	即時撤廃	ドイツ、オランダ、イタリア等

出典：Global Trade Atlas

関税撤廃により裨益する企業の例

企業	製品	EU側の関税率	主な輸出先
N社(茨城県)	精密治具製造	関税率1. 0-2. 8%	ドイツ
K社(栃木県)	歯車製造	関税率0. 3-4. 5%	フランス

関税(一般機械・精密機械)

品目	EUへの輸出額 (億円)	EU側 関税率	交渉結果	主な輸出先
ターボジェット・ プロペラの部品	1389. 9	2. 7-4. 1%	4年目撤廃	英国、ドイツ、スペイン等
リチウムイオン 蓄電池	550. 0	2. 7%	即時撤廃	オランダ、ドイツ、オーストリア等
カメラ用レンズ	547. 1	6. 7%	4年目撤廃	オランダ、ドイツ英国等
溶接機部品	519. 9	2. 7%	即時撤廃	ベルギー、英国、ドイツ等
送受信機器(モニター 含む)部品	286. 8	5%	即時撤廃	スロバキア、ハンガリー、ドイツ等
旋盤(金属切削用、数 値制御式)	286. 5	2. 7%	4年目撤廃	ドイツ、イタリア、オランダ等
電気基盤(1,000ボルト 以下)	267. 5	2. 1%	6年目撤廃	ドイツ、英国、オランダ

出典：Global Trade Atlas

関税撤廃により裨益する企業の例

企業	製品	EU側の関税率	主な輸出先
S社(北海道)	農業機械	7. 0%	欧州各国
N社(長野)	精密板金工作機械	2. 7%	ルーマニア

関税(繊維製品・化学工業製品)

品目	EUへの輸出額 (億円)	EU側 関税率	交渉結果	主な輸出先
化合繊の糸・ 織物	477.3	3.8－8.0%	即時撤廃	ドイツ、イタリア、フランス等
筆記用インキ	261.2	6.5%	8年目撤廃	フランス、ベルギー、ドイツ等
不織布・ 特殊糸	129.9	4.0－12.0%	即時撤廃	イタリア、ドイツ、ベルギー等
衣料品(ジャケット、 ネクタイ等)	107.2	6.3－12.0%	即時撤廃	フランス、イタリア、英国等
コーテッド織物類 (工業用繊維等)	59.9	4.0－8.0%	即時撤廃	ドイツ、イタリア、オランダ等
綿の糸・織物	43.6	4.0－8.0%	即時撤廃	イタリア、フランス、英国等
毛の糸・織物	11.1	3.2－8.0%	即時撤廃	イタリア、フランス、英国等
ジーンズ	3.9	12.0%	即時撤廃	フランス、ドイツ、イタリア等

出典: Global Trade Atlas

関税撤廃により裨益する企業の例

企業例	製品	EU側の関税率	主な輸出先
S工業組合(愛媛)	高品質タオル	6.9－12%	欧州各国
K社(福岡)	繊維製品の製造	8.0%	欧州各国
B社(岡山)	帆布	8.0%	英国、ドイツ、フランス
K社(山梨)	ネクタイ	3.0－7.2%	フランス
F社(静岡)	織布	3.0－7.2%	イタリア、フランス

関税(その他鉱工業製品)

品目	EUへの輸出額 (億円)	EU側 関税率	交渉結果	主な輸出先
陶磁器	12. 5	5. 0-12. 0%	即時撤廃	オランダ、ドイツ、フランス等
刃物	10. 5	2. 7%	即時撤廃	フランス、ドイツ、英国等
化粧筆	9. 0	3. 7%	即時撤廃	オランダ、ドイツ、英国等
台所用の木製家具 (ダイニングチェア除く)	0. 18	2. 7%	即時撤廃	オランダ、ドイツ、英国等
鉄製の食器	0. 1	3. 2%	即時撤廃	フランス、ドイツ、オランダ等
竹製・とう製の家具	0. 02	5. 6%	即時撤廃	オランダ、ドイツ、英国等

出典 : Global Trade Atlas

関税撤廃により裨益する企業の例

企業例	製品	EU側の関税率	主な輸出先
H社(高知)	刃物	2. 7%	ドイツ、イギリス
M社(広島)	化粧筆	3. 7%	フランス
O社(岩手)	南部鉄器	3. 2%	フランス

(交渉結果)

- ✓ 税関手続について透明性及び予見可能性のある適用を確保し、簡素化を図るとともに、通関の迅速化等を規定。貿易円滑化の促進や関税法令違反の防止を図るための税関当局間の協力についても規定。
- ✓ 税関手続の迅速化等により、物品の輸入に係るコスト削減が期待される。

原産地規則

(概要)

- ✓ 輸入される産品が、本協定に基づく関税の撤廃又は削減（関税上の特惠待遇）の対象となる原産品として認められるための要件及び特惠待遇を受けるための証明手続等を規定。

(交渉結果)

- ✓ 原産品の累積と生産行為の累積(※)の両方を選択的に適用可能な、いわゆる完全累積制度を採用。
 - ※原産品の累積：自国内での産品の製造に相手国の原産品を使用する場合には、それを自国の原産材料とみなすことが認められる規定。
 - ※生産行為の累積：自国内での産品の製造に非原産材料を使用する場合であっても、その非原産材料の製造過程で生じた相手国内での生産行為（材料として使用された相手国の原産品や相手国内で生じた製造経費等）については、自国内で製造される産品が原産品であるかどうかの判定にあたって考慮することが認められる規定。
- ✓ 輸出時における原産地証明書の取得手続が不要となる自己申告制度(※)を採用。
 - ※自己申告制度：輸出者又は生産者が自ら原産地申告書（産品がEPA上の原産品である旨を明記した書面）を作成し、輸入者がそれを輸入国税関に提出することを通じて、又は輸入者が自らの知識に基づき産品がEPA上の原産品である旨を税関に対して示すことを通じて、EPA税率の適用申請を行う制度。
- ✓ 輸入国税関は産品の原産性に疑義がある場合には輸出国税関を通じて確認を行う（間接確認）。

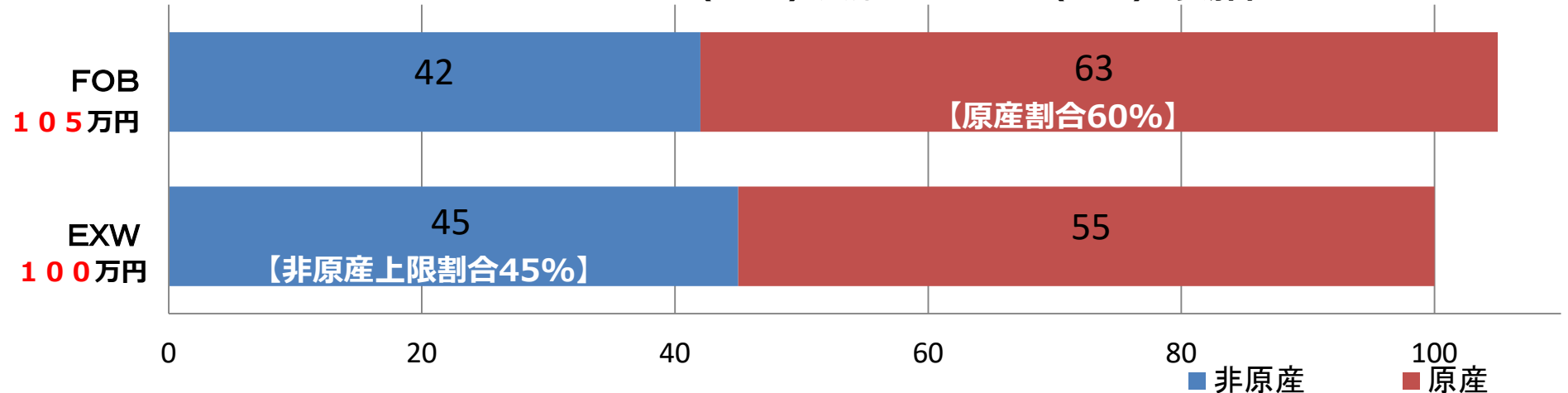
原産地規則(品目別原産地規則の例)

品目	付加価値基準	関税分類変更基準	加工工程基準
自動車	MaxNOM45%(EXW) 又は RVC60%(FOB)	—	—
自動車部品	MaxNOM50%(EXW) 又は RVC55%(FOB)	4桁変更(CTH)	—
ジャケット	—	—	—メリヤス編み又はクロセ編み 及び —織物の裁断を含む組立 等
筆記用インキ	MaxNOM50%(EXW) 又は RVC55%(FOB)	CTSH	化学反応、精製 等

(参考) FOBとEXWの閾値の比較

原産割合(RVC)・非原産上限割合(MaxNOM)の計算に際し、FOBベースの割合とEXWベースの割合との間には5%の差異が設定されている。

PSR : MaxNOM45% (EXW) 又は RVC60% (FOB) の場合



(交渉結果)

- ✓ 日EU共にWTO政府調達協定（GPA）に加盟していることから、GPAで約束している内容を基本とし、日EU供給者の政府調達市場への参加を促進するため、日EU双方が市場アクセスの改善を実現。
- ✓ EU加盟国の国レベルの機関を日本に対し新たに開放。また、鉄道分野に関し、EU側はGPAでは日本企業をEUの鉄道市場から除外可能としていたが、鉄道産品の一部につき日本に対し市場を開放。

(交渉結果)

- ✓ サービス貿易の最恵国待遇等について規定。ネガティブリスト方式（原則全てのサービス分野を自由化の対象とし規制の根拠となる措置や分野を列挙）を採用しており、規制の現状が明確となり透明性が向上。

サービス業も含めた幅広い分野での日本企業の海外展開にメリット。

- ✓ 自然人の入国及び一時的な滞在については、（会社等）設立目的の商用訪問者、投資家、企業内転勤者、契約に基づくサービス提供者、独立の自由職業家、短期商用訪問者について、入国と一時的滞在の許可にかかるルールの明確性、及び数的制限等の規制を設けてはならないこと等を確保。

E Uで商談、サービスの提供、駐在などを行う企業にメリット。

投資自由化

(交渉結果)

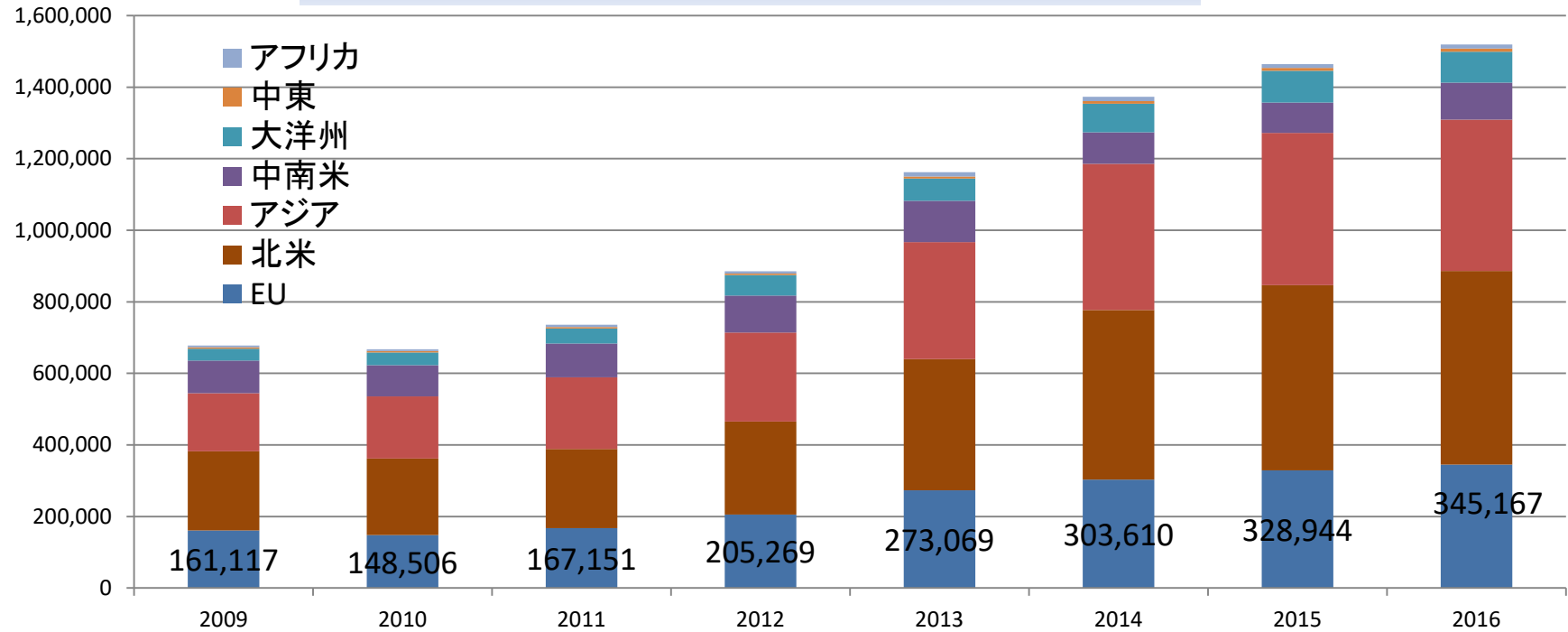
- ✓ これまでいずれの E U 加盟国とも締結していなかった投資に関するルールを新たに規定。
- ✓ ローカルコンテンツ要求, 技術移転要求, 投資家が締結するライセンス契約に関するロイヤリティ規制の禁止を規定。
- ✓ 原則全ての分野を自由化の対象とし, 自由化を留保する措置や分野を列挙するネガティブ・リスト方式を採用し、透明性の高い自由化約束を確保。

E U 市場に進出した我が国企業がビジネスをする上での予見可能性が高まる。

(参考) 日本企業による投資・雇用創出

(単位: 億円)

日本からの直接投資残高



出典：日本銀行

E Uにおける日本企業の活動

企業数: 2,942社

従業員数: 542,626名

イギリス	159,205	ドイツ	64,613	ベルギー	50,211
フランス	41,513	イタリア	35,488	オランダ	34,554
スペイン	19,688				

出典：海外事業活動基本調査(平成27年度実績)

(交渉結果)

- ✓ ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスの要求の禁止。
企業にとって機密情報にあたるソースコードの開示を求められることを抑制する効果。
 - ✓ その他、以下についても規定。
 - 日 E U 間における電子的な送信に関する関税賦課の禁止。
 - 電子商取引の利用に係る消費者保護に関する措置を採用・維持することの重要性。
 - 電子署名や電子的な手段による契約等について、電子的な形式であることのみを理由に原則として法的効力が否定されてはならないこと 等。
- 電子商取引の安全性・信頼性を確保するためのルールが整備され、I T を利用して日本にいながらにして商品取引・サービス提供を行う企業にメリット。

○個人情報保護委員会熊澤委員と欧州委員会ヨウロバー委員との会談
(個人情報保護委員会公表資料(抄))
(東京, 2017年12月14日)

個人情報保護委員会熊澤委員と欧州委員会ヨウロバー委員は、日EU間の個人データ移転について会談を行い、双方の制度間の関連する相違点に対処するための、法令改正を行わない形での解決策について確認するとともに、今後、その詳細について作業すること、また、**2018年第一四半期に、最終合意**することを想定し、委員レベルで会談をもつことで一致した。

【参考】

2017年7月3日には、個人情報保護委員会と欧州委員会員との会談において、2018年の早い時期を目標に、双方の制度に基づき相互の個人データ移転を可能とするための手続きを進めることを確認した。

なお、2017年7月6日には、日EU定期首脳会談において、上記の委員レベルの対話を評価し、2018年の早い時期を目標に作業を進めることを再確認する旨の政治宣言が発出された。

(交渉結果)

- ✓ 特許、商標、意匠、著作権及び関連する権利、営業秘密及び医薬品等の開示されていない試験データ等の知的財産を対象に、T R I P S 協定よりも高度な規律を規定
 - ✓ 権利取得手続の透明化、知的財産権の行使（民事上の権利行使手続及び国境措置）、協力及び協議メカニズム等について規定し、知的財産権の保護と利用の推進を図る
- E Uにおいて我が国企業が今後も安心してビジネスを展開できることが期待

(交渉結果)

- ✓ 農産品及び酒類 G I （日本酒など）の保護のための双方の制度と保護の対象を確認し、T R I P S 協定第 2 3 条と概ね同等の高いレベルでの相互保護を目指すことを確認。相互保護のための必要な手続を取ることを確認。
- 我が国生産者の海外での G I 登録手続の負担の大幅な軽減
- 海外での G I 保護によるブランド化の推進
- 我が国の農林水産物，食品，酒類の輸出促進

(交渉結果)

□ 中小企業

- ✓ 日EU・EPA上の諸ルールについての中小企業向けウェブサイトを活用することにより、中小・中堅企業がEPAの便益を容易に理解できるようになる。

□ 規制協力

- ✓ 日・E Uで双方の規制上の課題について議論をする枠組みを構築
- ✓ 上記枠組みが確保されることで、規制・基準策定の際の透明性向上が図られるとともに、日欧間の規制・基準の調和が図られる。

□ 貿易の技術的障害

- ✓ E U域内での規制の統一的運用を確保
- ✓ 日 E U間の協力により、国際的なルール作りを先導

TPP11について

TPPの概要

意義

○経済的意義

- モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを、アジア太平洋に構築し、自由で公正な巨大市場（世界のGDPの約13%、貿易総額の15%、人口約5億人）を作り出す。
- 今後、人口減少が見込まれる我が国にとって、アジア太平洋地域の巨大市場を活用することで新たな成長が期待される。

○戦略的意義

- 自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々とともに今後の世界の貿易・投資ルールの新たなスタンダードを提供。
- アジア太平洋地域において、普遍的価値を共有する国々との間で経済的な相互依存関係を深めていくことは、地域の成長・繁栄・安定にも資する。

経緯

2010年3月 TPP交渉開始（当初は8か国）

2013年7月 日本が交渉参加

2016年2月 TPP12署名（於：NZ・オークランド）

2017年

- ・1月20日 日本、国内手続完了を寄託者(NZ)に通知
- ・1月23日 トランプ大統領、TPP離脱の大統領覚書
- ・3月14-15日 TPP11閣僚会合（チリ）
- ・5月21日 TPP11閣僚会合（ベトナム・ハノイ）
→ TPPの早期発効に向けた選択肢を11月のAPEC首脳会合までに検討することで合意
- ・7月-11月 TPP11首席交渉官会合（4回開催）
（於：箱根、シドニー、高輪、舞浜）
- ・11月8-10日 TPP11閣僚会合（ベトナム・ダナン）
→11か国によるTPP新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全閣僚が合意（大筋合意）

2018年1月23日 首席交渉官会合（東京）にて、**協定文確定、3月8日の署名（チリ）を確認**

TPP11協定の合意内容

「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定」
条文概要（全7条）

第1条 TPP協定の組み込み

第2条 特定の規定の適用の停止（凍結）
→22項目を凍結（うち11項目は知的財産関連）

第3条 効力発生（6か国の締結完了）

第4条 脱退

第5条 加入

第6条 本協定の見直し
→TPP12の発効が見込まれる場合又は見込まれない場合に、いずれかの締約国の要請があったときは、TPP11協定の改正等を考慮するため、この協定の見直しを行う。

第7条 正文（英、仏、西）

TPP11の凍結項目について

- 凍結項目は22項目となり、うち11項目は知的財産分野。
- ベトナムの労働と、カナダの文化例外については、サイドレターで措置。

凍結項目の主な例

◇ ISDSにおける「投資許可」「投資合意」部分

- 投資許可及び投資に関する合意（政府と投資家の間の契約）をISDSの適用範囲とする規定を凍結。（※ISDS制度そのものは維持され、TPP上乘せ部分が凍結。）

◇ 一般医薬品データ保護

- 先発医薬品の最初の販売承認日から少なくとも5年間の期間、後発医薬品は承認されない旨の規定を凍結。

◇ 生物製剤データ保護

- 製薬会社がバイオ新薬を独占販売できる期間を「実質8年」とする規定を凍結。

◇ 著作権等の保護期間

- 著作物・実演・レコードの著作権保護期間を死後70年等とする規定を凍結。

凍結項目（全体）

- 急送少額貨物
- ISDS(投資許可、投資合意)関連規定
- 急送便附属書
- 金融サービス最低基準待遇関連規定
- 電気通信紛争解決
- 政府調達（参加条件）
- 政府調達（追加的交渉）
- 保存及び貿易
- 医薬品・医療機器に関する透明性
- 知的財産の内国民待遇

- 特許対象事項
- 審査遅延に基づく特許期間延長
- 医薬承認審査に基づく特許期間延長
- 一般医薬品データ保護
- 生物製剤データ保護
- 著作権等の保護期間
- 技術的保護手段
- 権利管理情報
- 衛星・ケーブル信号の保護
- インターネット・サービス・プロバイダ
- マレーシア（国有企業：ペトロナス）
- ブルネイ（投資サービス：石炭産業）

※ダナン会合以降、追加で凍結された2項目

◇ 国有企業章留保表（マレーシア（ペトロナス））

- 国有企業の扱いについて、経過措置の起算点がTPP12の署名日となっていたが、起算日の規定を凍結（凍結によりTPP11の発効日となる）。

◇ サービス・投資章留保表（ブルネイ(石炭産業)）

- 石炭産業の扱いについて、経過措置の起算点がTPP12の署名日となっていたが、起算日の規定を凍結（凍結によりTPP11の発効日となる）。

サイドレターで解決する項目

○ 労働章に関する紛争処理（ベトナム）

- 労働章においては、労働協議後に問題解決に至らない場合、第28章（紛争解決）を利用し、制裁措置を行うことが可能。労働法制整備までの猶予期間について、サイドレターで措置。

○ 文化例外（カナダ）

- カナダはTPP協定において文化産業に関し、自国の様々な規制を可能とする幅広い留保をしているが、コンテンツ関連の規制の一部については、留保の例外としている。今般、TPP協定の範囲内（公の秩序の維持等のための規制は可能）であれば規制が可能である旨を、サイドレターにおいて確認。

(参考)「T P P 協定」の各分野の概要

関税

- ◆ 工業製品について、10か国全体で99.9%の関税撤廃を実現（品目数及び貿易額ベース）。

カナダ

- 工業製品の輸出額の 1 0 0 %の関税撤廃を実現。
- 乗用車（現行税率 6 . 1 %）については、5 年目撤廃を実現。自動車部品（現行税率：主に 6 . 0 %）については、日本からの輸出の 9 割弱が即時撤廃。
- 化学、家電、産業用機械では輸出額の 9 9 %以上の即時撤廃を実現。

ニュージーランド

- 工業製品の輸出額の 9 8 %以上が即時撤廃。残りも 7 年目までには完全無税化。

豪州（日豪EPA：2015年1月15日発効）

- 工業製品の輸出額の 9 4 . 2 %が即時撤廃。日豪 E P A （ 8 2 . 6 %）を上回る水準。
- 輸出の約 5 割を占める、乗用車、バス、トラック（現行税率 5 . 0 %）の新車は、輸出額の 1 0 0 %即時撤廃。日豪 E P A （輸出額の 7 5 % が即時撤廃）を上回る水準。

ベトナム（日越EPA：2009年10月1日発効）

- 工業製品の輸出額の 7 2 . 1 %が即時撤廃。日越 E P A （ 4 1 . 6 %）を上回る水準。
- 日本企業が高い輸出関心を有する 3 , 0 0 0 c c 超の自動車について 1 0 年目撤廃を実現（ 7 0 %弱の高関税で保護。日越 E P A においては関税撤廃は実現せず）。

電子商取引に関する規定の導入

- ◆ 国境を越える情報の移転の自由の確保
- ◆ サーバー等のコンピュータ関連設備の現地化（自国内設置）要求の禁止
- ◆ ソース・コード開示要求の禁止
- ◆ デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止

貿易の円滑化

- ◆ 貨物や急送便の迅速な引取り許可
 - 貨物：自国の関税法令の遵守を確保するために必要な期間(可能な限り貨物の到着後48時間以内)に引取りを許可
 - 急送便：通常の状態において、貨物が到着していることを条件に、必要な税関書類の提出後6時間以内に引取りを許可

投資・サービスの自由化

- ◆ コンビニ等小売業や劇場・ライブハウス等のクールジャパン関連、旅行代理店等の観光関連などの外資規制の緩和
- ◆ 進出企業に対する技術移転要求やロイヤリティ規制等の禁止
- ◆ 「国」対「投資家」の紛争解決手続（I S D S）の導入（※ただし、「投資契約」と「投資許可」については凍結）

模倣品・海賊版対策の強化

- ◆ 模倣品・海賊版の水際での職権差止め権限の各国当局への付与
- ◆ 商標権を侵害しているラベルやパッケージの使用や映画盗撮への刑事罰義務化など

国有企業に関する規律の導入

- ◆ 国有企業の義務として、以下を規定。
 - 無差別待遇と商業的考慮
 - 非商業的援助及び悪影響
 - 透明性を規定

相手国及び我が国の工業製品の即時撤廃率及び関税撤廃率

1. 相手国側

◆ TPP10カ国全体

- ・ 即時撤廃率: (品目数ベース)86. 6%、(貿易額ベース)87. 2%
- ・ 関税撤廃率: (品目数ベース)99. 9%、(貿易額ベース)99. 9%

◆ 各国別

国名	即時撤廃率		関税撤廃率	
	品目数ベース	貿易額ベース	品目数ベース	貿易額ベース
カナダ	96. 2%	68. 4%	100%	100%
ニュージーランド	93. 8%	98. 0%	100%	100%
豪州	91. 7%	94. 2%	99. 8%	99. 8%
ブルネイ	90. 4%	96. 4%	100%	100%
チリ	95. 1%	98. 9%	100%	100%
マレーシア	80. 3%	77. 3%	100%	100%
メキシコ	77. 1%	94. 6%	99. 6%	99. 4%
ペルー	80. 2%	98. 2%	100%	100%
シンガポール	100%	100%	100%	100%
ベトナム	71. 0%	72. 1%	100%	100%

2. 日本側

◆ TPP10カ国全体

- ・ 即時撤廃率: (品目数ベース)95. 2%、(貿易額ベース)98. 8%
- ・ 関税撤廃率: (品目数ベース)100%、(貿易額ベース)100%

※少数点第二位を四捨五入。但し、99.9%以上100%未満については、少数点第二位を切り捨て。

※即時撤廃率、関税撤廃率の算出にあたり、「品目数ベース」の数値については各国の2015年1月時点の国内細分に基づき計算、「貿易額ベース」の数値については、2010年における日本から各国への輸出額に基づき計算。

原産地規則の概要

原産地分野の主な規定

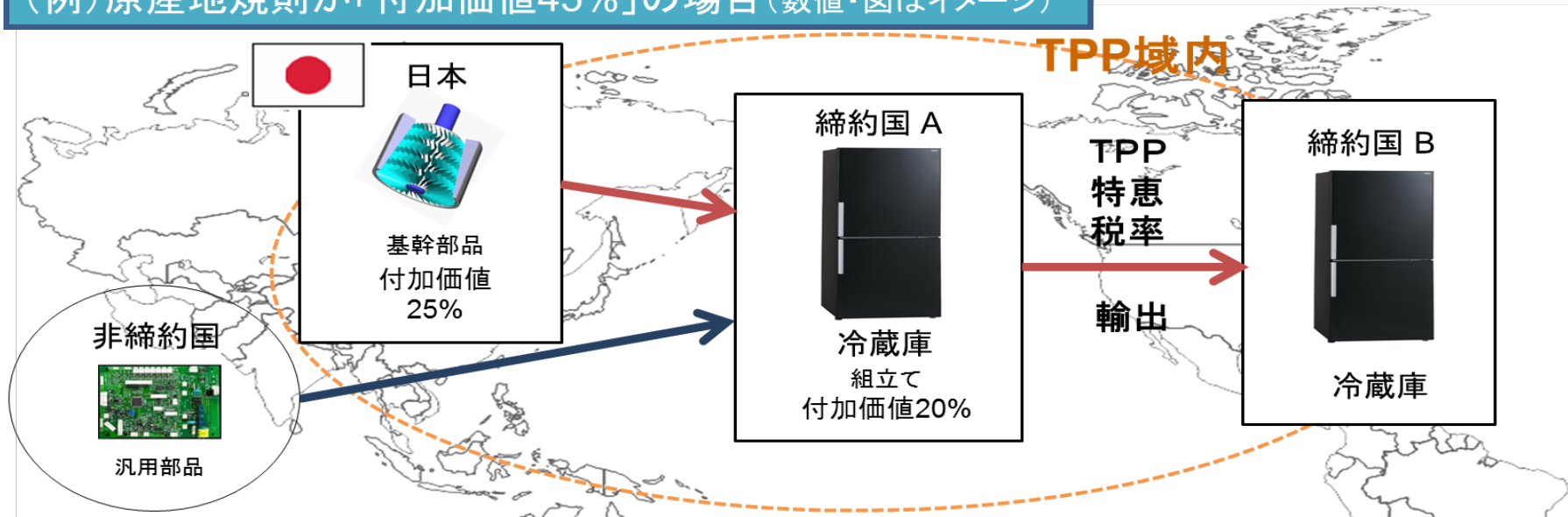
1. 原産地規則の統一

- TPP特惠税率の適用が可能な11カ国内の原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)。

2. 完全累積制度

- 複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。

(例) 原産地規則が「付加価値45%」の場合(数値・図はイメージ)



累積ルールがない場合には、締約国Aの付加価値が20%であるため、原産地規則「付加価値45%」を満たせないが、累積制度があれば日本の付加価値25%と締約国Aの付加価値20%を加え、付加価値45%となり、付加価値45%以上となるため原産品として認められる。

※完全累積制度: 通常の累積制度は、域内で原産地規則を満たした部品のみ累積ができるが、TPPで採用された完全累積制度の場合には、部品自体が原産地規則を満たしていなくても、TPP域内国で当該部品に加えられた付加価値は足し上げが可能になる。

中堅・中小事業者の海外展開支援

「総合的なTPP等関連政策大綱」

平成29年11月24日
内閣官房TPP等政府対策本部

新輸出大国

<輸出促進によるグローバル展開推進>

1 丁寧な情報提供及び相談体制の整備

- TPP等の普及・啓発
- 中堅・中小企業等のための相談体制の整備

2 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援

- 中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化（「新輸出大国」コンソーシアム）
- コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進
- 農林水産物・食品輸出の戦略的推進
- インフラシステムの輸出促進
- 海外展開先のビジネス環境整備

国内産業の競争力強化

<TPP等を通じた国内産業の競争力強化>

1 TPP等による貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策

- イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進
- 対内投資活性化の促進

2 TPP等を通じた地域経済の活性化の促進

- 地域のに関する情報発信
- 地域リソースの結集・ブランド化
- 地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業の高付加価値化

<食の安全、知的財産、政府調達>

- 輸入食品監視指導体制強化、原料原産地表示
- 特許、商標、著作権関係について必要な措置
- 著作物等の利用円滑化等
- 政府調達に係る合意内容の正確かつ丁寧な説明

農政新時代

<農林水産業>

1 強い農林水産業の構築（体質強化対策）

政策大綱策定以降、各種の体質強化策を実施。引き続き必要な施策を実施。

- 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
- 国際競争力のある産地イノベーションの促進
- 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進－国産チーズ等の競争力強化 等
- 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓
- 合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化
- 持続可能な収益性の高い操業体制への転換
- 消費者との連携強化、規制改革・税制改正

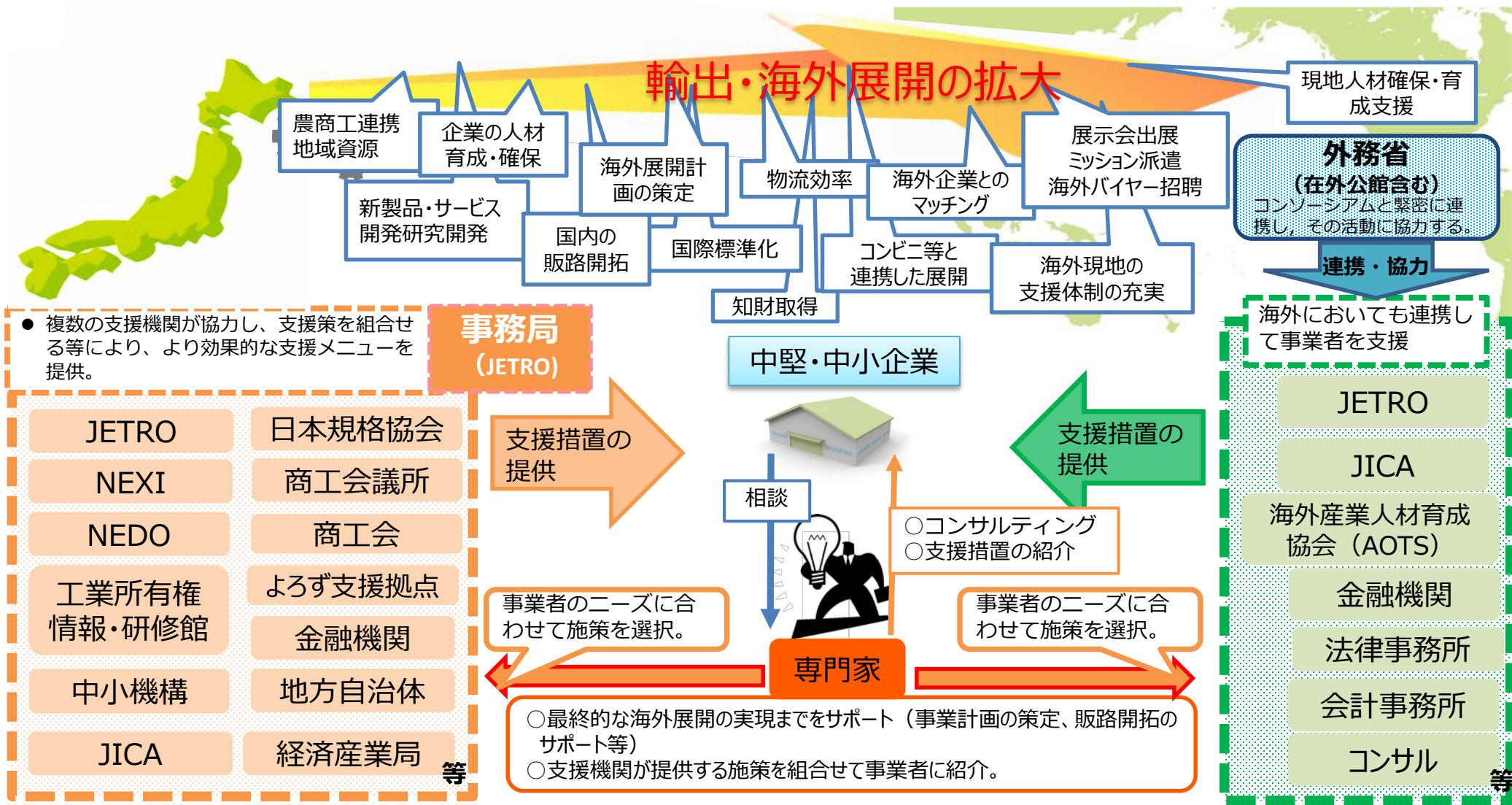
2 経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

TPP又は日EU・EPA発効後の経営安定に万全を期すため、協定発効に合わせて経営安定対策の充実の措置を講ずる。

- 米（政府備蓄米の運営見直し）
- 麦（経営所得安定対策の着実な実施）
- 牛肉・豚肉、乳製品（畜産・酪農の経営安定充実）
- 甘味資源作物（加糖調製品を調整金の対象）

新輸出大国コンソーシアム

○海外展開を図る中堅・中小企業に対して、専門家が寄り添い、技術開発から市場開拓に至るまで、様々な段階に応じて、場合によっては、複数の機関が連携して、総合的な支援を提供する。



新輸出大国コンソーシアムによる支援の状況

- 中堅・中小企業が海外展開を行うに当たって直面する様々な課題に対応するため、幅広い分野における474名の専門家を確保(1月5日時点)。
- 今後も、支援対象企業のニーズに応じて専門家を増員し、きめ細かな支援を提供する。

①専門家の割当て状況

- これまで支援申込のあった6826社の全てに専門家を割り当て、支援を開始。



②専門家による支援内容

(1) 専門家は、支援対象企業のニーズに応じて、海外展開計画の策定、市場調査、現地での商談、バイヤーの選定、海外店舗の立ち上げ、基準・認証制度への対応、など、海外展開のあらゆる段階において適切なサポートを行う。

中堅・中小企業



海外事業計画

現地での商談

基準・認証

バイヤー選定

市場調査

店舗立ち上げ

(2) さらに、専門家は、支援対象企業のニーズに応じて、支援機関同士が連携して支援を行う際のサポートや調整役を担う。



お問い合わせ先

海外展開支援、新輸出大国コンソーシアムについての問い合わせ先はこちら

＜JETRO＞ ○サポートホットライン：0120-95-3375（平日9:00～18:00）

○または下記の各都道府県窓口

相談窓口	電話番号
本部（東京）	03-3582-5651
大阪本部	06-4705-8606
北海道	011-261-7434
青森	017-734-2575
盛岡	019-651-2359
仙台	022-223-7484
秋田	018-865-8062
山形	023-622-8225
福島	024-947-9800
茨城	029-300-2337
栃木	028-670-2366
関東	03-3582-4953
千葉	043-271-4100
横浜	045-222-3901

相談窓口	電話番号
新潟	025-284-6991
富山	076-444-7901
金沢	076-268-9601
福井	0776-33-1661
山梨	055-220-2324
長野	026-227-6080
諏訪	0266-52-3442
岐阜	058-271-4910
静岡	054-352-8643
浜松	053-450-1021
名古屋	052-589-6210
三重	059-228-2647
滋賀	0749-21-2450
和歌山	073-425-7300
奈良	074-233-6310
京都	075-325-5703
神戸	078-231-3081

相談窓口	電話番号
鳥取	0857-52-4335
松江	0852-27-3121
岡山	086-224-0853
広島	082-535-2511
山口	083-231-5022
徳島	088-657-6130
香川	087-851-9407
愛媛	089-952-0015
高知	088-823-1320
福岡	092-741-8783
北九州	093-541-6577
佐賀	0952-28-9220
長崎	095-823-7704
熊本	096-354-4211
大分	097-592-4081
宮崎	0985-61-4260
鹿児島	099-226-9156
沖縄	098-859-7002

経済連携協定の制度一般についての問い合わせ先はこちら

＜経済産業局＞

経済産業局等	相談窓口（担当課）	電話番号
北海道経済産業局	総務企画部国際課	011-709-1800
東北経済産業局	産業部国際課	022-221-4907
関東経済産業局	産業部国際課	048-600-0262
中部経済産業局	地域経済部国際課	052-951-4091
近畿経済産業局	通商部国際課	06-6966-6031

経済産業局等	相談窓口（担当課）	電話番号
中国経済産業局	産業部国際課	082-224-5659
四国経済産業局	産業部国際課	087-811-8525
九州経済産業局	国際部国際課	092-482-5424
沖縄総合事務局	経済産業部商務通商課	098-866-1731

ご清聴ありがとうございました。

経済産業省 通商政策局 経済連携課
電話: 03-3501-1595